

国際協力出前講座に係る業務委託契約 (公示日：2018年7月18日)

標記業務の入札説明書に係る質問に対し、以下のとおり回答いたします。

2018年8月13日
JICA四国

No.	入札説明書 ページ	項目	質問	回答	備考
1	P11	入札対象経費	「13.入札書」の(6)において入札価格の評価となる経費として「出前講座」以外に「施設訪問」「研修員交流」「広報経費」も記載がありますが、今回は「出前講座」の経費のみで、それ以外の経費は含まないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
2	P20	講師派遣関連	「(6)実施内容」に記載のある「JICA研修員等」も講師として派遣する理解で宜しいでしょうか？	JICA研修員が講師となることもあります。	
3	P20	講師派遣関連	研修員の謝金はどうするのでしょうか？ 研修員は謝金を受け取れないのではないのでしょうか？ 学校側が謝金を準備していたらどのように扱うのでしょうか？	ご理解のとおり研修員は謝金を受け取れません。 学校側から謝金の申入れがあった場合は辞退をしていただきます。 交通費は受け取ることが可能です。	
4	P21	内部講師の範囲	「⑤の内部講師の手配」について、内部講師の範囲はどこまででしょうか？ また国際協力推進員は含まれますか？	JICA四国のスタッフおよび他のJICA拠点の職員等です。 国際協力推進員も含まれます。	
5	P21	謝金の実績	「(3)実施後の業務」について、 昨年77件の出前講座を実施した中で、業務謝金を払った場合と払えなかった場合の割合を教えてください。 また77件について四国4県の内訳はどれくらいでしょうか？ 同様に、昨年77件の中で内部講師としてJICA四国の方が行ったケースはどれ位あったか教えてください。	昨年実施した77件については全件で学校側から謝金が支払われています。 県別の内訳としては愛媛県29件、香川県17件、高知県19件、徳島県12件です。 また、内部講師が対応した件数は43件となります。	
6	P22	広報経費	広報費はないということですが、モニタリングをとった後でチラシ制作があるということでしょうか？	「写真記録」を「実践事例紹介原稿案」として読み替えて、理解していただきたいです。 なお、同箇所②を上記のとおり訂正します。 P21の「(2)実施当日の業務」の②も同様に訂正します。	
7	P23	モニタリング経費	「5.経費の確定及び支払い」の「(2)その他経費(実費を支払う経費)」の②についてモニタリング経費は実施精算対象でしょうか？	実費精算対象です。	

No.	入札説明書 ページ	項目	質問	回答	備考
8	P23	モニタリング経費	モニタリング経費も実費精算対象であれば、P63の「様式6-1」にある「2. モニタリング経費」も競争対象となり、P62の「様式6」にある「1. 業務実施経費その他の経費の総価」に含まれるという理解で宜しいでしょうか？ その場合、モニタリング経費は高く提示すれば不利になるのではないのでしょうか？	競争から外した方が望ましい場合は、別見積とする考え方もありますが、今回はモニタリング費用も総価に含めていただき、競争の対象とします。モニタリングに行く場所によって金額に違いはあると思いますが、競争の範囲内になると考えています。	
9	P35	進捗状況管理表 (別添資料8)	①「プログラム内容」というのは申込みが行われたという記載になるのでしょうか？ ②申込関係の記載については当該四半期を跨ぐものはどうするのでしょうか？ ③「受付日」を記入するのでしょうか？ ④「回答日」とはいつのことでしょうか？	①学校（依頼元）のどのような授業・行事なのか（通常の授業なのか、特別授業なのか）出前講座の依頼内容について記載してください。 ②その時点で申込日が分かっているものを記入してください。 ③記入してください。 ④依頼を受けて、学校側に実施する旨を回答した日を記入してください。	
10	その他	推進員の業務	出前講座は今まで推進員が行っていた業務ですが、今後は推進員の業務ではなくなるということでしょうか？	出前講座の業務は推進員ではなく、本委託契約の受託業者の業務となります。 推進員は引き続き内部講師は必要に応じ務めます。	
11	その他	災害等への対応について	当日、豪雨災害やインフルエンザの発生等により出前講座が実施が出来なくなった場合はどうなるのでしょうか？ (暴風雨警報、豪雨災害、交通機関不通、インフルエンザなどによる学級閉鎖により事前、ないしは実施当日に中止が決定し、且つ延期振替実施がない(学校側が再スケジュールできない等)場合、実施件数は1件としてカウントされるのでしょうか？)	実施前に実施が不可能と判明している場合には、基本的に別の日に振り替えて実施して頂ければと思います。実施場所まで移動されていて、実施が中止と判明した場合についても、契約上の不可抗力として受託者の責任は問われません。 また不可抗力により中止が決定し、且つ振替実施ができない場合でも実施1件とカウントして対価はお支払いします(実費は実費精算)。	